

平成22年4月9日

内閣官房IT担当室 御中

連絡先

## 「新たな情報通信技術戦略の策定」について留意すべき点

### 【意見】利用促進策について

法務省は、不動産登記のオンライン申請の利用促進策として、特例方式を実施した。

特例方式とは、書面申請よりも手間のかかる申請方法で、オンライン申請と称しているが、その実質は書面申請である。

特例方式の実施に併せて、登録免許税を年間100億円軽減する促進策も実施したが、平成22年1月の利用率は約19%であり、利用者が利便性を感じて積極的に利用するものでないことは明らかである。

オンライン申請の利用促進のためには、目先の数字（利用率）を達成するために小手先の対応をするのではなく、利用者が利便性を感じ、登記所の事務の効率化を図るためにも、添付書類の省略など、法改正を含めた対応をすべきである。

### 【意見】情報開示について

法務省は、平成23年2月実施を目標に、新オンライン申請システムを開発している。この新システムに関する情報は、平成21年8月資格者団体に公表され、10月5日にはソフト開発業者にも公表されたが、利用者である司法書士には公表されなかったため、行政文書開示請求により開示を求めた事実がある。

また、オンライン申請の利用促進のために、登記所内部の操作手引書の開示を求めたが、「システムの操作方法を説明している部分については、公にすることにより、不正な目的を持った者等からのシステムへの不正な侵入や妨害行為が可能となるため。」との理由で開示されていない事実もある。

仮に、不開示理由のとおり、手引書を見るだけでシステムへの不正な侵入や妨害行為が可能となるような脆弱なシステムであるなら、登記業務の適正な遂行に支障を及ぼすことは明らかであるから、オンライン登記申請は直ちに中止すべきである。

新たな情報通信技術戦略の骨子（案）の目的にあるとおり「徹底的な情報公開による透明性の向上」を考えているのであれば、先のような馬鹿げた理由で不開示とするのではなく、直ちに開示すべきである。